

大阪体育学会会則

平成元年 9 月 17 日 制定
平成 7 年 7 月 29 日 改正
平成 12 年 3 月 19 日 改正
平成 13 年 3 月 17 日 改正
平成 14 年 3 月 23 日 改正
平成 15 年 3 月 26 日 改正
平成 17 年 3 月 27 日 改正
平成 24 年 3 月 18 日 改正
平成 27 年 3 月 15 日 改正
平成 28 年 3 月 13 日 改正
平成 29 年 3 月 12 日 改正

第 1 章 総 則

第1条 本会は大坂体育学会（英文名：Osaka Society of Physical Education）と称する。

第2条 本会は体育に関する科学的研究をなし、体育学の発展をはかり、体育の実践に寄与することを目的とする。

第 2 章 事 業

第3条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 1 学会大会の開催
- 2 研究会、講演会等の開催
- 3 機関誌「大阪体育学研究」並びにその他の出版
- 4 その他大会の目的に資する諸事業

第4条 大会の事業を推進するために領域別の研究会および各種委員会（特別委員会を含む）を置くことができる。これらについては別に規程を定める。

第 3 章 会 員

第5条 本会は第 2 条の目的に賛同する者を以て組織する。

第6条 会員の種別は次の通りとする。

- 1 正 会 員：正会員より推薦された個人で、会長が承認したもの。
- 2 名誉会員：本会に貢献のあった者で、理事会が推薦し総会の承認を受けたもの。
- 3 賛助会員：本会の目的に賛同する団体および個人で、理事会により承認されたもの。

第7条 会員は、本会の機関誌その他研究情報に関する刊行物等の配布を受けることができる。また、所定の手続きを経て、本会の行うあらゆる事業に参加することができる。

第8条 会員で 2 ヶ年会費を納入しない者は退会したものとみなす。会員が学会の名誉を傷つけた

場合や学会の目的に違反した場合は、総会の議を経て、会長が除名することができる。

第4章 機関および役員

第9条 本会の運営は次の機関による。

1. 総会 2. 理事会

第10条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 理事長 1名 理事若干名 監事 2名

第11条 会長、副会長、理事、監事は正会員中より選出する。

第12条 会長は本会を代表して会務を統轄し総会の議長となる。

第13条 副会長は会長を補佐して会長に事故のある時はその会務を代行する。

第14条 総会は、会長の招集の下に毎年1回開催し、出席者を以て構成し重要事項を審議する。出席者の2/3以上を以て決議並びに承認する。臨時総会は必要ある場合これを開くことができる。

第15条 理事会は会長、副会長、理事を以て構成する。理事会は理事長を選出する。理事長は理事会を代表し議長となる。理事会は理事長がこれを招集する。

第16条 理事会は随時開催し、理事の1/2以上を以て構成し（委任状を含む）会務を処理する。

第17条 監事は会計を監査する。

第18条 会長、副会長、理事、監事の選出は隔年これを行う。役員任期は2ヶ年とし、改選時の次年度の4月1日から始まるものとする。重任を妨げない。選出は別に定める役員選出方法に関する規定による。

第19条 理事会の議事は出席者の過半数を以て決する。

第5章 会 計

第20条 本会の経費は次の収入による。

1 会費 2 参加費 3 他よりの助成金および寄付金

第21条 正会員の会費は4,000円とし、日本体育学会の年会会費と合わせて自動振替により納入することを原則とする。但し、本会のみ所属するものについては、直接事務局に振り込むものとする。

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第23条 予算並びに収支決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第6章 顧 問

第24条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会の推薦により、総会において決定される。

第7章 雑 則

第25条 本会の事務局は原則として理事長の所属する研究室におくものとする。

第26条 本会の会則は総会の決議により変更することができる。

第27条 この会則は平成 15 年 3 月 27 日から施行する。